官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○消防法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五五）　二
〔規　則〕
○放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**五）　二
〔法規的告示〕
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示（**個人情報保護委**一〇）　二
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**厚生労働**一六七）
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（**同**一六八）　三
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（**同**一六九）
○ウスターソース類の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**八五六）
○工業用水道料金算定要領の一部を改正する告示（**経済産業**八一）
○核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示（**国土交通**四二二）　四
○船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示（**同**四二三）
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示（**原子力規制委**五）　五
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一七九、一八〇）
○農業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（**農林水産**八五七）　六
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**四二四、四二五）
○道路に関する件（**関東地方整備局**一五八、一五九）
○道路に関する件（**中国地方整備局**五〇）
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を作成した件（**同**五一）　六
○道路に関する件（**四国地方整備局**三五、三六）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**八三）
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣府　法務省　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
太平洋広域漁業調整委員会会長公示（太平洋広域漁業調整委一六）　一〇
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示（日本海・九州西広域漁業調整委一六）
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示（瀬戸内海広域漁業調整委一六）
基本測量関係事項公告（国土交通省）
〔公　告〕
諸事項
官庁
裁定表記載、鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任、猪名川土地改良区連合の定款変更の認可関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　二七
会社その他

省　令

○総務省令第五十五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二の二第一項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第十七条の三の三の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

総務大臣　村上誠一郎

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防火対象物の点検及び報告） **第四条の二の四**　［略］ ［2～4　略］ 5　防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 ［一　略］ 二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ［三～六　略］ （消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告） **第三十一条の六**　［略］ ［2～7　略］ 8　消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 ［一　略］ 二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ［三～六　略］ （防災管理点検及び報告） **第五十一条の十二**　［略］ ［2・3　略］ 4　防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 ［一　略］ 二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ［三～六　略］	（防火対象物の点検及び報告） **第四条の二の四**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ ［一　同上］ 二　禁錮以上の刑に処せられたとき。 ［三～六　同上］ （消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告） **第三十一条の六**　［同上］ ［2～7　同上］ 8　［同上］ ［一　同上］ 二　禁錮以上の刑に処せられたとき。 ［三～六　同上］ （防災管理点検及び報告） **第五十一条の十二**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一　同上］ 二　禁錮以上の刑に処せられたとき。 ［三～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五十六中「[懲役]」を「[拘禁刑]」に改める。

附　則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「[懲役]」を「[拘禁刑]」に改める。

一　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）第3－4(3)の表

二　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）第3－4(3)の表

附　則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○厚生労働省告示第百六十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十八　（略） 二十九　抗ネオセルフβ^{2}グリコプロテインⅠ複合体抗体検査 イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 不育症（流産（化学流産以外のものに限る。）の既往歴（二回以上のものに限る。）を有するものに限る。） ロ　施設基準 (1)　主として実施する医師に係る基準 ①　専ら産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。 ②　産婦人科専門医であること。 (2)　保険医療機関に係る基準 ①　産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜（ぼう）していること。 ②　実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。 ③　医療機器保守管理体制が整備されていること。 ④　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。 ⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。 ⑥　検査を委託して実施する場合には、衛生検査所であって、当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるものに委託すること。	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十八　（略） （新設）

○厚生労働省告示第百六十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～八十四　（略） 八十五　メロキシカム 八十六　モメタゾンフランカルボン酸エステル（点鼻剤に限る。） 八十七～八十九　（略） 九十　ラベプラゾール 九十一～九十四　（略）	一～八十四　（略） （新設） （新設） 八十五～八十七　（略） （新設） 八十八～九十一　（略）

○厚生労働省告示第百六十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～八十七　（略） 八十八　メロキシカム 八十九　モメタゾンフランカルボン酸エステル（点鼻剤に限る。） 九十～九十三　（略） 九十四　ラベプラゾール 九十五～九十八　（略）	一～八十七　（略） （新設） （新設） 八十八～九十一　（略） （新設） 九十二～九十五　（略）

○農林水産省告示第八百五十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、ウスターソース類の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第五百六十五号）（ＪＡＳ　〇五六五）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年六月二十九日から施行する。

令和七年五月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○経済産業省告示第八十一号

工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条を実施するため、工業用水道料金算定要領（平成二十五年二月十九日経済産業省告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和七年五月三十日から施行する。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　基本原則 一　（略） 二　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条第二項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に	第一　基本原則 一　（略） 二　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条第二項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に

当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。	当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。
三・四　（略）	三・四　（略）
第二～第四　（略）	第二～第四　（略）
第五　撤退負担金	（新設）
一　料金の算定は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とするが、料金の算定後、需要者の撤退等による契約解除に伴う料金収入の減少が工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備え、撤退負担金の導入を検討することが望ましい。	
二　撤退負担金の額は、現行料金の前提となっている費用及び算定期間に応じて、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とし、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収するものとする。	
三　撤退負担金の導入及び額の決定にあたっては、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うこととする。	

○国土交通省告示第四百二十二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行並びに国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の一部の施行に伴い、核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示

（核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正）

第一条　核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成二年運輸省告示第五百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申告書に記載する事項等）	（申告書に記載する事項等）
第十一条の六　規則第十七条の二第十項第一号ロに規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次の表のとおりとする。	**第十一条の六**　規則第十七条の二第十項第一号ロに規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次の表のとおりとする。
（表　略）	（表　略）
注	注
1　第十号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒の経歴は、次に掲げるものについて申告すること。この場合において、当該経歴の詳細を対象者との面接において確認し、特定核燃料物質の防護に関連するものであるか否かを判断すること。	1　第十号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒の経歴は、次に掲げるものについて申告すること。この場合において、当該経歴の詳細を対象者との面接において確認し、特定核燃料物質の防護に関連するものであるか否かを判断すること。
イ　次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴	イ　次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）	(3)　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）
(4)～(6)　（略）	(4)～(6)　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴	ハ　イ及びロに掲げるもののほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴
ニ　（略）	ニ　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

（自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部改正）

第二条　自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領（平成十九年国土交通省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定基準） **第五条**　国土交通大臣は、前条第一項の申請があった場合において、当該改造が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、第三条の認定を行うものとする。 一～三　（略） 四　当該認定の申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）	（認定基準） **第五条**　国土交通大臣は、前条第一項の申請があった場合において、当該改造が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、第三条の認定を行うものとする。 一～三　（略） 四　当該認定の申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）

附　則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○国土交通省告示第四百二十三号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四条の二第三号の規定に基づき、船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示を次のように定め、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四条の二第三号の告示で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶（次に掲げるものを除く。）

イ　旅客船

ロ　旅客定員を有する船舶であって、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの（イに掲げるものを除く。）

二　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の沿岸小型船舶（小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第二条第三項の沿岸小型船舶をいう。）（前号イ及びロに掲げるものを除く。）

三　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の二時間限定沿海船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第三項の二時間限定沿海船をいう。）（第一号イ及びロに掲げるものを除く。）

四　平水区域を航行区域とする船舶（湖川港内の水域のみを航行する船舶並びに第一号イ及びロに掲げるものを除く。）

五　湖川港内の水域のみを航行する船舶（琵琶湖を航行する船舶（第一号イ及びロに掲げるものに限る。）を除く。）

六　前各号に掲げる船舶以外の小型兼用船（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第五項に規定する小型兼用船をいう。第一号イ及びロに掲げるものを除く。）であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　専ら漁ろうに従事する場合にあっては、漁ろうに従事する水域が、専ら本邦の海岸から百海里以内の水域であること。

ロ　イに掲げる場合以外の場合にあっては、その航行する水域が、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ専ら次に定める水域であること。

(1)　長さ十二メートル未満の船舶　沿海区域

(2)　長さ十二メートル以上の船舶　平水区域、沿海区域のうち本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域又は沿海区域のうち平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域

○原子力規制委員会告示第五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示（平成二十八年九月原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の注１ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、この告示による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示第二条の規定を適用する。

その他告示

○総務省告示第百七十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月三十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度米空軍演習「ＲＥＤ　ＦＬＡＧ　ＡＬＡＳＫＡ25－2」における訓練参加部隊（アラスカ州アンカレッジ）

二　国外派遣期間　令和七年七月五日まで

三　派遣人数（概数）　七十人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第百八十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月三十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度米空軍演習「ＲＥＤ　ＦＬＡＧ　ＡＬＡＳＫＡ25－2」における訓練参加部隊（アラスカ州アンカレッジ）

二　国外派遣期間　令和七年七月五日まで

三　派遣人数（概数）　七十人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第百七十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月三十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度米空軍演習「ＲＥＤ　ＦＬＡＧ　ＡＬＡＳＫＡ25－2」における訓練参加部隊（アラスカ州フェアバンクス）

二　国外派遣期間　令和七年七月五日まで

三　派遣人数（概数）　二百人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国アラスカ州フェアバンクス

○農林水産省告示第八百五十七号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、農業分野に係る経営力向上に関する指針（令和元年農林水産省告示第九百五十一号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第２　経営力向上の内容・実施方法等に関する事項 １～３　（略） ４　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする事業者は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。 ５・６　（略）	第２　経営力向上の内容・実施方法等に関する事項 １～３　（略） （新設） ４・５　（略）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岩国市玖珂町字大坪一〇一五六番一〇から同市玖珂町字岩瀬戸一〇三五九番四まで	前	最大 三五 最小 二三	五四
	後	最大 三三 最小 二三	

○国土交通省告示第四百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
相生市那波字赤面谷二〇六八番三七から同市那波字赤面谷二〇六八番二七まで	前	最大 一〇四 最小 四八	五二
	後	最大 一〇四 最小 四一	

○関東地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　吉川市大字須賀字古川四六一番一から埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東四四五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月一日

○関東地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十八号　千曲市大字杭瀬下字東沖五六番二から同市大字杭瀬下字東沖三八番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月三十日

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

中国地方整備局長　林　正道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十九号及び四百八十二号　鳥取県八頭郡八頭町桜ヶ丘字沖穴田一三六五番一から同町安井宿字岸田一四六二番一まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月三十日

○中国地方整備局告示第五十一号

太田川水系滝山川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を作成したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により準用する同条第三項及び第四項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び太田川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

中国地方整備局長　林　正道

○四国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四万十市右山字櫻内二〇〇九番から宿毛市平田町戸内字森ヶ池一八五五番まで	前	A	七・一〇～一一・〇	一〇一メートル
		B・C	一〇・一四～二五・一	一五一キロメートル
	後	A	七・一〇～一一・〇	一〇一メートル
		B・C	一〇・一四～二五・一	一五一キロメートル
高知県幡多郡黒潮町佐賀字記念地二二四〇番一から同町入野字神ノ前五九四番一まで	前	A	九・七〇～一〇・八	一〇〇メートル
		B・C・D・E・F・G	一二・七〇～三三・七	一五一キロメートル
	後	A	九・七〇～一〇・八	一〇〇メートル
		B・C・D・E・F・G	一二・七〇～三三・七	一五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四国中央市川之江町三六二四番から同市川之江町二五四三番一まで	前	A	九・五七～一〇・一二	一〇メートル
		B・C・D・E・F・G	一二・七〇～三三・七〇	八・五四八キロメートル
	後	A	九・五七～二〇・〇二	一〇メートル
		B・C・D・E・F・G	一二・七〇～三三・七〇	八・五四八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日　九州地方整備局長　森田　康夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字浜崎二一二二番一九から同町大字岩城字浜崎二一二九番二	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月三十日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

災害対策基本法等の一部を改正する法律

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律

承諾を求めるの件送付通知書受領

五月二十八日参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

議案提出

五月二十八日議員から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案（円より子外四名提出）

議案通知書受領

五月二十八日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

災害対策基本法等の一部を改正する法律案

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

五月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問主意書（八幡愛提出）

会話型生成ＡＩに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問主意書（八幡愛提出）

本人の同意なくＡＩで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問主意書（八幡愛提出）

質問書転送

五月二十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する再質問主意書

動物実験制度の透明性と国際的整合性に関する質問主意書

音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ＩＣＴ活用の整備に関する質問主意書

米の価格高騰対策に関する質問主意書

著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合性に関する質問主意書

参議院

議案受領（予備審査）
五月二十八日衆議院から次の議案が送付された。
民法の一部を改正する法律案（円より子外四名提出）（衆第三五号）

議案付託
五月二十八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
日本学術会議法案（閣法第三六号）
内閣委員会に付託

議決通知
五月二十八日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
災害対策基本法等の一部を改正する法律案
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。
令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

決議送付
五月二十八日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。
国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議

質問主意書提出
五月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。
高年齢者雇用安定法Ｑ＆Ａの改訂に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一三一号）
自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一三二号）
虐待判定ＡＩ及び相談事業ＡＩをめぐる利益誘導に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一三三号）

質問主意書転送
五月二十八日次の質問主意書を内閣に転送した。
社会保障制度における生涯純受益額と世代間不均衡に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二六号）
赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘防止法違反となる可能性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二七号）
「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とする雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二八号）
選挙運動期間中における有料インターネット広告の掲載に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二九号）
ＣＦＤ取引に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一三〇号）

法律公布奏上及び通知
五月二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
災害対策基本法等の一部を改正する法律
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律
人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律

承諾を求めるの件送付及び通知
五月二十八日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

人事異動

内閣府

公正取引委員会委員長に任命する（五月二十一日）
茶谷　栄治

個人情報保護委員会委員長に任命する（五月二十三日）
手塚　悟

中央防災会議委員に任命する（各通）（五月二十五日）
大西佐知子　大原　美保　阪本真由美
黒岩　祐治　延近　敬弘

国家公安委員会委員に任命する（五月二十七日）
相星　孝一

法務省

難民審査参与員に任命する（各通）（五月二十八日）
岡本奈穂子　北川　隆行　寺﨑　直通
長谷川晴生　長谷部美佳　吉村　真子
國井　大祐　築山　健一

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）
荒川　誠司　西森　輝夫
石井　光一　井下　博文　上岡　義幸
岡部　邦行　松岡　廣

正六位に叙する（各通）
浅田　保　後藤　章　佐々木兼幸
下坂　實　中井　豊　中野　一
宮島　節男　吉賀　敏夫　渡邉　章
渡邊多惠子

従六位に叙する（各通）（以上四月二十一日）
細山田明義

従四位に叙する
青木喜久夫　小武海三郎　高木　英俊
高橋　範昌　妻田　光邦　茶畑　富夫
林　正男

従五位に叙する（各通）
井畑　浩一　乙益　正隆　佐藤　敬夫

正六位に叙する（各通）
遠藤　芳範　尾形　誠信　小汲　喜郎
佐々木清夫　瀬尾　政明　高田　夏一
苫米地幸一　長堂　清光　花井　一成
日比　洋　渡邉　光

従六位に叙する（各通）
掃部　英明　渡邉　文雄

正七位に叙する（各通）（以上四月二十二日）
（姫路工業大学名誉教授）
上杉　勝弥

従四位に叙する
小田　繁樹

正五位に叙する
鈴木　信義

従五位に叙する
小池　恒夫　清水　一男　吹野　直
松永　勲　峰岸　一朗

正六位に叙する（各通）
織田　利光　米田　治夫　高野　正巳
武内　彰彦　戸田　教一

従六位に叙する（各通）
大倉　敬治

正七位に叙する（以上四月二十三日）

○叙勲

荒川　誠司

旭日小綬章を授ける
三宅　忠

旭日単光章を授ける（以上四月二十一日）
小武海三郎

旭日小綬章を授ける
大山　鳳助　崎田　忠

旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十二日）
佐々木兼幸　中野　一
石井　光一
松岡　廣　渡邊多惠子

瑞宝双光章を授ける（各通）
後藤　章

瑞宝単光章を授ける（以上四月二十一日）
妻田　光邦

瑞宝小綬章を授ける
日比　洋　渡邉　文雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
掃部　英明　苫米地幸一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十二日）

（姫路工業大学名誉教授）　上杉　勝弥
瑞宝中綬章を授ける
　松永　勲
瑞宝双光章を授ける
　武内　彰彦
瑞宝単光章を授ける（以上四月二十三日）
　木原弥栄彦
瑞宝双光章を授ける（四月二十六日）
　イスラエル国人　アレックス・ギラディ
旭日中綬章を贈与する（四月十三日）

皇室事項

信任状捧呈式

五月二十八日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在コスタリカ特命全権大使スッシ・ヒメネス・ヌニェスの信任状捧呈式を行われた。
五月二十八日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在南スーダン特命全権大使ヴィクトリア・サバヌエル・アルーの信任状捧呈式を行われた。

行幸

天皇陛下は、五月二十七日午後五時四十七分御出門、特別展「蔦屋重三郎　ロンテンツビジネスの風雲児」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸、同八時四十三分還幸になった。

御答信

天皇陛下から二月二十日ノルウェー国王陛下へ発せられた御祝電に対し、三月二十四日御答信があった。
天皇陛下から令和六年十一月一日ビルマ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月九日御答信があった。
天皇陛下から四月十七日ジンバブエ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月九日御答信があった。
天皇陛下から二月二十一日パキスタン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月十二日御答信があった。

御答電

天皇陛下から二月二十一日クウェート首長殿下へ発せられた御祝電に対し、三月二十一日御答電があった。
天皇陛下から二月十二日ローマ教皇台下へ発せられた御祝電に対し、四月十四日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年五月三十日
東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
岩手県盛岡市渋民字長渡六五番一から同市渋民字鶴飼一四番四まで	
岩手県一関市萩荘字高梨南方三一番一から同市萩荘字中町八八番二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和七年五月三十日
(七) 図面縦覧場所
東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

関東地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。
令和７年５月30日
関東地方整備局長　岩崎　福久

1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道４号	埼玉県越谷市増森二丁目200番１から埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東445番１まで

2　指定する期日　令和７年６月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。
令和７年５月30日
関東地方整備局長　岩崎　福久

1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道４号	埼玉県越谷市増森二丁目200番１から埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東445番１まで

2　指定する期日　令和７年６月１日
3　通行方法
①走行位置の指定
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は縦寸法0.23メートル以上、横寸法0.12メートル以上）の反射塗装その他反射性を有する材料で「車高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年五月三十日
九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
都城市上川東四丁目二号一二番一から同市上川東三丁目一号一番まで	

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和七年五月三十一日
(七) 図面縦覧場所
九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日　　九州地方整備局長　森田　康夫

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	五十七号及び二百五十一号
㈢ 占用を制限する区域	雲仙市小浜町北本町字松ノ平三五七番一から同市小浜町北本町字椿坂二一三番四まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年五月三十一日
㈦ 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日　　九州地方整備局長　森田　康夫

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百二十号
㈢ 占用を制限する区域	志布志市志布志町帖字大原七二二八番四から同市志布志町帖字南坂ノ上六八九六番二まで 鹿児島県曽於郡大崎町益丸字矢引一三四〇番五から同町益丸字矢引一三三九番三まで 垂水市牛根境字川下一三八番二から同市牛根境字川上一三五番三まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年五月三十一日
㈦ 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十六号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号３⑵の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日

太平洋広域漁業調整委員会会長　北門　利英

令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十六号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号３⑵の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十六号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号３⑵の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日　　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　脇田　和美

令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月30日

国土交通大臣　中野　洋昌

地域	種類	縮尺	実施時期	所属	番号	図名	摘要
別府・多色・柾判	地形図	２万５千分１	令和７年	別府	10―4	紋屋	
〃	〃	〃	〃	〃	2―2	層雲峡	
〃	〃	〃	〃	旭川	2―4	愛山渓温泉	
〃	〃	〃	〃	旭川	3―4	トムラウシ山	
〃	〃	〃	〃	旭川	8―1	白金温泉	
〃	〃	〃	〃	旭川	8―2	十勝岳	
〃	〃	〃	〃	千葉	5―1	常陸鹿島	
〃	〃	〃	〃	大分	15―2	根子岳	
〃	〃	〃	〃	大分	15―4	阿蘇山	
〃	〃	〃	〃	大分	16―3	肥後吉田	
〃	〃	〃	〃	宮崎	10―1	日向青島	
〃	〃	〃	〃	宮崎	10―2	郷之原	
〃	〃	〃	〃	本熊	3―2	立野	
〃	〃	〃	〃	本熊	4―1	大矢野原	
〃	〃	〃	〃	本熊	4―4	御船	
〃	〃	〃	〃	本熊	10―3	佐賀空港	
〃	〃	〃	〃	本熊	13―4	武雄	
〃	〃	〃	〃	本熊	15―4	諫早	
〃	〃	〃	〃	本熊	16―3	諫早南部	
〃	〃	〃	〃	鹿児島	4―1	持留	
〃	〃	〃	〃	鹿児島	10―3	川内	
〃	〃	〃	〃	開聞	5―4	開聞岳	
〃	〃	〃	〃	長崎	1―2	有田	
〃	〃	〃	〃	長崎	2―1	嬉野	
〃	〃	〃	〃	長崎	2―2	彼杵	
〃	〃	〃	〃	長崎	3―1	武留路山	
〃	〃	〃	〃	長崎	4―1	長崎東北部	
〃	〃	〃	〃	長崎	4―2	長崎東南部	

備考　地図の刊行日　令和７年６月１日

公　告

諸　事　項

猪名川土地改良区連合の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、大阪府及び兵庫県の区域の一部を地区とし、大阪府豊中市に事務所を有する猪名川土地改良区連合から申請のあった定款変更は、令和７年５月13日に認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定により公告する。

令和７年５月30日

近畿農政局長　相本　浩志

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号
徳島県海部郡海陽町四方原字町西45番地
清算株式会社　株式会社トノワ
代表清算人　谷﨑　公隆
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所阿南支部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２号
北海道釧路市愛国西１丁目31番16号
清算株式会社　株式会社アパ・マンセンター
代表清算人　木村　拓也
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
釧路地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二十四日
掲載頁　八十六頁（号外第二九九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月六日
掲載頁　六十頁（号外第四十五号）

令和七年五月三十日
東京都中央区築地五丁目六番一〇号
（甲）株式会社ダルトン
代表取締役　澤田　正
大阪府東大阪市中石切町七丁目一番四五号
（乙）不二パウダル株式会社
代表取締役　澤田　正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.rearx-find.co.jp/
（乙）https://www.rearx-find.co.jp/

令和七年五月三十日
東京都新宿区西新宿七丁目七番三〇号
小田急西新宿〇－ＰＬＡＣＥ六Ｆ
（甲）株式会社リアークスファインド
代表取締役　大人　慶太
東京都府中市美好町二丁目九番一号
（乙）アイモアスペース株式会社
代表取締役　佐藤　亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十五日

掲載頁　六十六頁（号外第三〇一号）

令和七年五月三十日

東京都品川区大崎一丁目二番二号

（甲）フリー株式会社

代表取締役　佐々木大輔

東京都品川区大崎一丁目二番二号

（乙）アポロ株式会社

代表取締役　川口　千裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mdenshi.jp/ana01/

（乙）http://www.mdenshi.jp/wka01/

令和七年五月三十日

東京都港区南青山一丁目一番一号

（甲）株式会社アイプラネット

代表取締役　山田　洋一

東京都港区南青山一丁目一番一号

（乙）株式会社和光社

代表取締役　村松　和彦

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝公園二丁目三番一号芝加賀ビル六階

（甲）行政書士法人中井イミグレーションサービス

社員　景井　俊丞

東京都港区東新橋一丁目五番二号

（乙）ＲＳＭ汐留パートナーズ行政書士法人

代表社員　前川　研吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://meldia-dc.co.jp

（乙）https://taisyo-const.co.jp

令和七年五月三十日

京都府京都市山科区椥辻中在家町八番地一

（甲）株式会社メルディアＤＣ

代表取締役　田中　一也

福岡県福岡市博多区諸岡一丁目六番一号

（乙）大祥建設株式会社

代表取締役　長野　浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在埼玉県深谷市上野台二四六一番地　名称南大門深谷店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　八十一頁（号外第九十七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月一日

掲載頁　六十四頁（号外第九十九号）

令和七年五月三十日

埼玉県入間市大字上藤沢七四一番地の三

（甲）株式会社ＵＳＥＩ

代表取締役　朝川　康誠

栃木県那須烏山市田野倉字中坪一六四番地二

（乙）株式会社南星商事

代表取締役　山本　英基

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（甲）のぞみ百村ソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人のぞみ百村ソーラー

職務執行者　横倉　弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（乙）ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ２５合同会社

代表社員　のぞみ日向ホールディングス合同会社

職務執行者　長尾　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（甲）のぞみ箭坪ソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人のぞみ箭坪ソーラー

職務執行者　横倉　弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（乙）ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ２４合同会社

代表社員　のぞみ日向ホールディングス合同会社

職務執行者　長尾　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（甲）のぞみ青木ソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人のぞみ青木ソーラー

職務執行者　横倉　弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（乙）ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ２３合同会社

代表社員　のぞみ日向ホールディングス合同会社

職務執行者　長尾　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（甲）のぞみ羽田ソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人のぞみ羽田ソーラー

職務執行者　横倉　弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（乙）ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ２７合同会社

代表社員　のぞみ日向ホールディングス合同会社

職務執行者　長尾　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（甲）のぞみ折戸ソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人のぞみ折戸ソーラー

職務執行者　横倉　弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（乙）ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ　Ｂ５合同会社

代表社員　のぞみ日向ホールディングス合同会社

職務執行者　長尾　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（甲）のぞみ鹿沼折戸ソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人のぞみ鹿沼折戸ソーラー

職務執行者　横倉　弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（乙）ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ２６合同会社

代表社員　のぞみ日向ホールディングス合同会社

職務執行者　長尾　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（甲）のぞみ下大貫ソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人のぞみ下大貫ソーラー

職務執行者　横倉　弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（乙）ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ１合同会社

代表社員　のぞみ日向ホールディングス合同会社

職務執行者　長尾　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（甲）のぞみいわきソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人のぞみいわきソーラー

職務執行者　横倉　弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（乙）ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ４０合同会社

代表社員　のぞみ日向ホールディングス合同会社

職務執行者　長尾　誠

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ファイブスター東名横浜（乙、住所東京都町田市鶴間八丁目一七番一号）のフォルクスワーゲン事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十七日

掲載頁　七十三頁（号外第一一六号）

（乙）http://www.vw-fkc.jp/koukoku.html

令和七年五月三十日

東京都福生市志茂二一五番地

株式会社ティーシーエス

代表取締役　田村　勝彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）鎌倉キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都東村山市萩山町三丁目三一番地五六―一一四号

（乙）合同会社ももものが電王

代表社員　小口　裕太

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（甲）のぞみいわきソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人のぞみいわきソーラー

職務執行者　横倉　弘和

東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階

（乙）ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ４０合同会社

代表社員　のぞみ日向ホールディングス合同会社

職務執行者　長尾　誠

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する熊本フクスケ株式会社（住所熊本県人吉市下原田町字荒毛一四〇〇番地）に対して当社の熊本工場（所在地熊本県人吉市下原田町字荒毛一四〇〇番地）で営むカーシートカバー縫製事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年七月八日

掲載頁　二頁

令和七年五月三十日

東京都江東区青海二丁目四番二四号

福助株式会社

代表取締役　坂本　友哉

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社おふくろさん弁当（住所三重県鈴鹿市阿古曽町一四番二八号）に対して当社の弁当製造販売部門の資産及び負債を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://suzuka-farm.site/HP/suzuka-farm/

令和七年五月三十日

三重県鈴鹿市阿古曽町一四番二八号

ＳＵＺＵＫＡ　ＦＡＲＭ株式会社

代表取締役　小林　耕一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＬＨＳとし、効力発生日は令和七年七月二日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

札幌市中央区南二条西三丁目一三―四カタオカビル３Ｆ

合同会社ＬＥＧＡＬ

代表社員　井福　和臣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＤＥＦＲＯＯＭとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

宮城県仙台市若林区文化町一四番一―三号

合同会社ＤＥＦＲＯＯＭ

代表社員　相澤　将太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都品川区旗の台四―一三―二四

合同会社Ａｅｇｉｓ３

代表社員　山本　啓太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都杉並区荻窪五丁目二九―一七藤和シティホームズ荻窪駅前八〇四

ＵＪ企画合同会社

代表社員　石神　裕司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目三六番四号

合同会社こつこつ

代表社員　清水　政宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号はＨＵＢＲＩＤＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都千代田区飯田橋三丁目二番一〇―四〇五号

合同会社エスカレ

代表社員　佐野　一遥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都江東区大島八―四―二

合同会社ＲＩＤＥ　ＰＬＡＮ

代表社員　Ａｘｅ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

職務執行者　駒井　大地

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　合同会社ＶＡＵＬＴ

代表社員　今井　翔太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都台東区上野七丁目二番八号

瀛通合同会社

代表社員　周　游

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社アリカノとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

東京都足立区綾瀬五丁目二四―一―二〇三

合同会社アリカノ

代表社員　久松　英嵩

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年五月三十日

新潟県長岡市小国町千谷沢一三二七番地一

農事組合法人ちやざわ生産組合

代表理事　佐藤　好和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

名古屋市中区栄一丁目二三番二九号

Ｔ＆Ｒ合同会社

代表社員　山本　孝幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

愛知県碧南市伏見町三丁目四一番地二

合同会社ｐｒｅｃｉｏｕｓ

代表社員　伴　康徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＭＦ＆Ｍとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月三十日

愛知県名古屋市昭和区御器所町字木市二九番

合同会社ＭＦ＆Ｍ

代表社員　岩本　悠宏

効力発生日変更公告

当社は、令和七年六月三日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年六月十七日に変更いたしましたので公告します。

令和七年五月三十日

東京都品川区西五反田三丁目一一番六号

ｅＬｉｆｅ株式会社

代表取締役　柏　匠

効力発生日変更公告

当社は、令和七年五月三十一日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年六月十四日に変更いたしましたので公告します。

令和七年五月三十日

大阪市港区波除二丁目五番二三号

株式会社ヤタリュウ

代表取締役　矢田　隆平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月三十日

青森県青森市大字浦町字奥野三五二番地九

株式会社ＱＡＲＥＬ

代表取締役　青木　利厚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千八百九十八万二千五百円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年六月一日から令和七年六月三十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.spiral-platform.co.jp/

令和七年五月三十日

東京都港区赤坂二丁目九番一一号

スパイラル株式会社

代表取締役　佐谷　宣昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億八千九百九十五万九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　四十一頁（号外第一一四号）

令和七年五月三十日

愛知県名古屋市千種区不老町一番国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学インキュベーション施設　株式会社ＴＯＷＩＮＧ

代表取締役　西田　宏平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.a-peiron.com/st/

令和七年五月三十日

大阪市西区土佐堀一丁目一―三二　日宝リバービル六Ｆ七　株式会社アペイロン

代表取締役　倉橋　弘美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二日であり、株主総会の決議は令和七年五月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.hol-onic.co.jp/

令和七年五月三十日

兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目九番地

株式会社空狐

代表取締役　中原　准志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十二日

掲載頁　一二六頁（号外第一〇四号）

令和七年五月三十日

福岡市中央区舞鶴三丁目一番八号

住彩株式会社

代表取締役　柴田　貫之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億千九百六万九千三百五十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　一六三頁（号外第一〇二号）

令和七年五月三十日

静岡県浜松市中央区鶴見町四〇〇番地

株式会社ヨシケイ浜松

代表取締役　平野　圭吾

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を参千五拾七萬弐千壱百七拾壱円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月三十日

愛知県一宮市伝法寺七丁目二番地三

株式会社テクノマインHD

代表取締役　稲葉　貴義

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三六八〇万円、資本準備金の額を二億七六八〇万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.evixar.com/

令和七年五月三十日

東京都中央区新川一丁目一七番二二号

エヴィクサー株式会社

代表取締役　瀧川　淳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月一日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金及び資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月三十日

東京都港区芝浦三丁目八番一〇号

株式会社カラダノート

代表取締役　佐藤　竜也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を一億九千二百万円減少し、それぞれ一千円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十日

掲載頁　六十四頁（号外第一一〇号）

令和七年五月三十日

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

ファーマシーインベストメント株式会社

代表取締役　野田　隆吾

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年五月三十日

埼玉県桶川市下日出谷九五八番一三号

株式会社エス・ケー製作所

代表取締役　宍戸　昭彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月二十六日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年五月三十日

東京都港区六本木六丁目一番二四号

ＢＲＡＮＵ株式会社

代表取締役　名富　達也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

北海道広尾郡広尾町並木通東二丁目一五一番地三

株式会社畑下組

代表取締役　高橋　正幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市開運橋通四番一〇号

株式会社岩電

代表取締役　畑　基弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号

盛岡日産モーター株式会社

代表取締役　中谷　竜滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

福島県須賀川市森宿字向日向四五番地

林精器製造株式会社

代表取締役社長　石井　廣文

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

福島県福島市飯坂町字八景九番地の一

有限会社佐藤新聞店

代表取締役　佐藤　真也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

東京都千代田区飯田橋四丁目四番一二号

都市出版株式会社

代表取締役　高橋　栄一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

東京都品川区東品川四丁目一〇番二七号

株式会社トランスコンテナ

代表取締役　友膳　誠司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号恵比寿ファーストスクエア八Ｆ

株式会社タイムデザイン

代表取締役　石渡　元春

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月三十日

広島市西区草津港一丁目一一番一号

株式会社マスカン

代表取締役　小笹山　学

株式併合につき通知公告

当社は、株式一万六千七百八十七株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年六月二十日であり、同日における発行可能株式総数は十五株となります。

令和七年五月三十日

東京都千代田区九段南三丁目八番一〇号

川内化成株式会社

代表取締役　三宅　雄也

株式交付公告

当社（甲）は、イーグルアイ・インターナショナル株式会社（乙、住所千葉県木更津市羽鳥野一―一五―四二）を株式交付子会社とする株式交付をすることにいたしましたので公告します。

この株式交付に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.digitalcube.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　五十一頁（号外第一一四号）

令和七年五月三十日

神戸市中央区海岸通五番地

株式会社デジタルキューブ

代表取締役　小賀　浩通

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年五月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩ロジスティクス5特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001186/mq67/

令和七年五月三十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

虎ノ門ワン特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001284/9hk3/

令和七年五月三十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

虎ノ門フォー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0050/index.html

令和七年五月三十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

Ｄｉｓｃｏｖｅｒｙ特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0060/index.html

令和七年五月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月三十日

大阪府大阪市天王寺区清水谷町四番一二号

株式会社木内計測

確定給付企業年金清算人　岡村　祐二

訂正公告

令和七年五月十五日（号外第一〇七号）掲載の決算公告（枠組）中、「第１期決算公告」とあるは「第３期決算公告」、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月三十日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

ＰＪＴパートナーズジャパン株式会社

代表取締役

カラン・ダノ・カーティス・レズニック

訂正公告

令和七年五月二十二日（号外第一一二号）掲載の第三十二期決算公告（枠組）中、「うち当期純利益」「(868,267)」とあるは「(86,827)」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月三十日

大阪府摂津市東別府四―九―九

株式会社ダイキンサンライズ摂津

代表取締役　澁谷　栄作

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年四月三十日（号外第九十六号）内閣府告示第九十二号（災害対応車両等登録規程）（原稿誤り）				
一七	上	一一～一二	禁錮	拘禁刑
〃	下	一一～一二	第七条第三項若しくは第六項	第七条第四項若しくは第七項